

**東灘処理場
汚泥処理施設改築更新等事業**

優先交渉権者選定基準

令和3年9月

神 戸 市

内 容

第 1	総則	- 1 -
第 2	優先交渉権者の選定方法	- 1 -
1	一次審査.....	- 1 -
2	二次審査.....	- 1 -
3	技術対話.....	- 1 -
(1)	技術対話の範囲.....	- 1 -
(2)	技術対話の対象者	- 2 -
(3)	二次審査書類に関する改善.....	- 2 -
(4)	技術提案の審査・評価.....	- 2 -
第 3	審査の手順	- 3 -
第 4	一次審査.....	- 4 -
第 5	二次審査.....	- 5 -
1	二次審査の実施.....	- 5 -
2	技術提案の評価項目及び配点.....	- 5 -
(1)	評価項目及び配点	- 5 -
(2)	評価方法.....	- 7 -

第1 総則

本優先交渉権者選定基準（以下「本基準」という。）は、神戸市（以下「本市」という。）が計画する「東灘処理場汚泥処理施設改築更新等事業」（以下「本事業」という。）の優先交渉権者として選定するための方法及び評価基準等を示したものであり、募集要項と一体のものである。

第2 優先交渉権者の選定方法

本事業は、公共工事の品質確保の促進に関する法律（以下「品確法」という。）第18条に規定する「技術提案の審査及び価格等の交渉による方式」（以下「技術提案・交渉方式」という。）に基づき、設計及び施工並びに維持管理・運営業務を行うものであり、優先交渉権者として選定された者と基本協定及び設計業務等の契約を締結し、価格等の交渉を実施し、交渉が成立した場合に、基本契約及び施工並びに維持管理・運営業務の各契約を締結する。

なお、本事業は平成6年4月15日にマラケシュで作成された政府調達に関する協定（WT.O政府調達協定）の対象事業であり、応募の手続には、「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令」（平成7年政令第372号）が適用される。

優先交渉権者の選定方法は、品確法第16条に規定する段階的選抜方式を採用する。一次審査は、技術的能力に関する事項を評価することにより、一定の技術水準に達した者を選抜した上で、二次審査に移行し、優先交渉権者を選定する。

1 一次審査

本市は、応募者から提出された一次審査書類等により、技術的能力の審査を実施する。審査の結果、本書で示す審査基準（競争参加資格要件）を満たしていない応募者には、競争参加資格を認めないものとする。

2 二次審査

二次審査は、一次審査を通過した応募者（以下「一次審査通過者」という。）を対象として、本書で示す技術評価項目を基に、技術提案に関する評価を行う。

3 技術対話

（1）技術対話の範囲

技術対話の範囲は、技術提案に関する事項及び見積書に関するものとし、それ以外の項目については、原則として対話の対象としない。

なお、技術対話で確認する事項は、下記のとおりとする。

- ① 技術提案における要求水準及び審査基準の未達のおそれがある項目
- ② 見積書に関すること

(2) 技術対話の対象者

技術対話は、一次審査通過者の全てを対象とする。

(3) 二次審査書類に関する改善

技術対話を経て、要求水準や施工条件を満たさない場合など本市が必要と判断した場合は、一次審査通過者に対し、品確法第17条に基づき二次審査書類の改善通知を行い、改善技術提案及び改善見積書の提出を求めることができる。

(4) 技術提案の審査・評価

技術審査では、一次審査通過者から提出された技術提案書を基に採点を行う。

なお、技術審査においては、品確法第18条の規定により、事業者選定委員会において技術審査に対する意見を聴取した上で、優先交渉権者を選定する。

第3 審査の手順

優先交渉権者の選定するための審査の手順は、以下のとおりである。

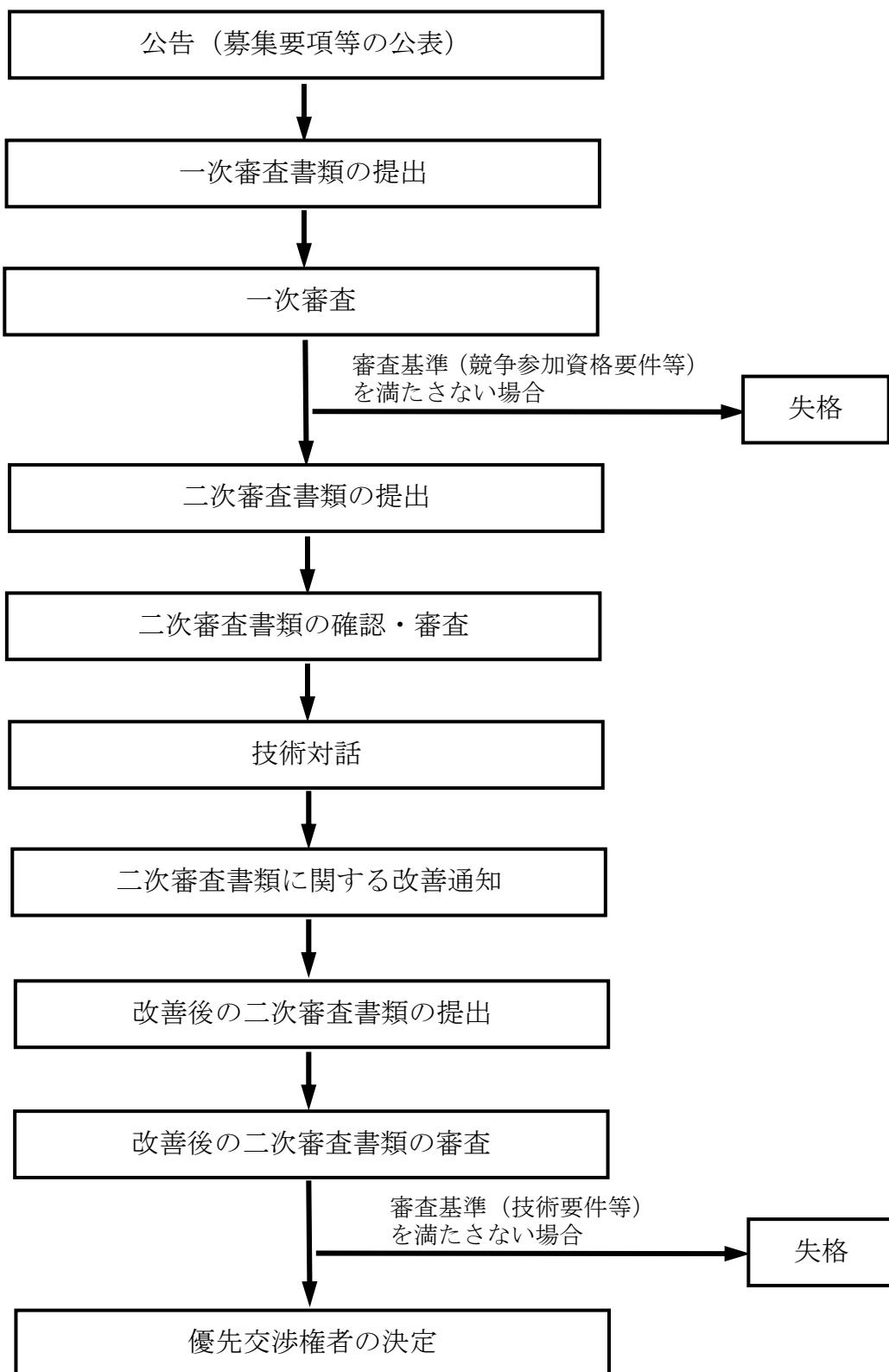


図-1 優先交渉権者の選定手順

第4 一次審査

応募者は、募集要項及び様式集に記載する内容に従い、一次審査書類を作成すること。

本市は、応募者から提出された一次審査書類を基に、競争参加資格として設定している技術力能力（競争参加資格要件）の審査を行う。

募集要項に示す技術力能力を満たしていない応募者は、前項の図－1に示す手順に則り、失格とする。

なお、一次審査における技術力能力の審査は、以下に掲げる事項について実施する。

表－1 一次審査事項

要件	審査事項	備考
企業の能力	応募者の構成	
	応募者の構成企業の参加資格	
	構成企業の施工実績	
設計業務に関する 技術者の能力	資格	
	設計業務実績	工事を担当する構成企業が、設計を自ら行う場合を除く。

第5 二次審査

二次審査は、一次審査通過者のうち、技術提案書を提出した応募者の中から、合計評価点が最上位である応募者を優先交渉権者として選定する。

なお、合計評価点が最も高い応募者が2者以上あるときは、くじ引きにより選定する。

この場合、当該応募者がくじを引かない場合は、本件事務に関係のない本市の職員にくじを引かせて優先交渉権者を選定する。

優先交渉権者として選定した応募者には、書面により通知する。

また、優先交渉権者に選定されなかった応募者のうち、審査基準を満たすものに対しては、交渉権者として選定された旨及び順位を書面により通知する。

1 二次審査の実施

二次審査は、一次審査通過者のうち、技術提案書及び見積書を提出した全ての応募者を対象に技術対話を実施する。この技術対話を経た上で、要求水準や施工条件を満たさない場合など本市が必要と判断した場合には、品確法第17条に基づき技術提案書及び見積書の改善を行い、募集要項等に規定する提出期限までに改善した技術提案書及び見積書を提出すること。

なお、一次審査通過者が提出する改善技術提案書に対して、定性評価項目に係る採点結果が標準点未満であるとき、又は消化ガス購入単価の下限値未満の提案をした場合は、失格とする。

本市は、技術提案書又は改善技術提案書に対して、次項に示す評価項目及び配点を基に採点を行い、優先交渉権者及び交渉権者を選定する。

なお、二次審査においては、品確法第18条の規定により、事業者選定委員会において、技術審査に対する意見を聴取した上で、優先交渉権者を選定する。

2 技術提案の評価項目及び配点

(1) 評価項目及び配点

二次審査の評価方法は、定性評価又は定量評価を実施する。

なお、評価方法の選定は、具体的な数値指標をもって評価できる項目を定量評価の対象とし、一方、具体的な数値指標を示すことができない項目を定性評価の対象とする。

技術提案の評価項目に対する定性評価又は定量評価の設定及び配点は、次ページの表-2のとおりとする。

表－2 評価項目と配点

NO	分類	評価項目	細目	種別	配点	合計
1	理解度	業務目的及び諸条件を考慮した、本事業に関する実施方針の設定	事業全体の実施方針	定性	15	15
2		難脱水性汚泥に対する汚泥脱水設備等に関する提案能力	含水率等の低減に寄与する脱水技術	定性	10	20
			汚泥脱水設備等の段階的更新計画	定性	10	
3	主たる事業課題に対する提案能力	課題解決に対する具体的提案能力	汚泥処理施設の安定的・効率的な維持管理計画や維持管理費の低減に対する提案能力	定性	10	25
			不測の事態の想定に対する取組み	定性	5	
			維持管理費の低減に対する取組み	定量	10	
4			バイオマス受入に対する、消化ガス発生及び汚泥処理施設への影響を考慮した提案能力	定性	10	15
			バイオマス受入事業の維持管理・運営計画	定性	5	
5		消化ガス有効利用事業に対する提案能力	事業期間における消化ガス有効利用事業への取組み	定性	10	15
			消化ガス有効利用事業の維持管理・運営計画	定性	5	
6		環境への配慮に対する提案能力	CO ₂ 削減への取組み	定量	5	5
小計						95
7	市への収入効果	消化ガス購入単価		定量	5	5
小計						5
合計						100

(2) 評価方法

評価方法は表-2を基に、各項目の配点に対して、表-3に示す3段階の評価を実施する。

表-3 評価の基準

評価	評価点化方法	備考
優	配点×1.00	
良	配点×0.80	
標準	配点×0.60	要求水準を満たしている※1

※1_定性評価項目のうち、標準を下回る評価が1箇所でも存在する時は失格とする。

消化ガスの購入単価の評価方法は、募集要項で示す下限単価を下回らないものとし、以下の算定式を基に評価点を計算する。

なお、評価点にあたっては、算定結果に対し、小数第二位を切捨て、小数第一位とする。

$$\text{消化ガスの購入単価に係る評価点} = \frac{(\text{当該応募者の購入単価※2} - \text{下限単価})}{(\text{応募者の最高購入単価} - \text{下限単価})} \times \text{配点}$$

※2_消化ガスの購入下限単価を下回る提案の場合、失格とする。